



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年6月27日金曜日 第2583号

◇ 目 次 ◇ 規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... (健康増進課) ... 498

告 示

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課) ... 523

愛媛県土木工事共通仕様書の一部改正..... (土木管理課技術企画室) ... 523

港湾施設の概要..... (港湾海岸課) ... 523

宅地建物取引業法第69条第2項の規定に基づく聴聞..... (建築住宅課) ... 524

土地改良区役員の就退任の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 524

道路の区域変更(県道今治波方港線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 524

道路の区域変更(県道玉川菊間線)..... (") ... 524

道路の区域変更(県道弓削島循環線)..... (") ... 525

道路の供用開始(")..... (") ... 525

開発行為に関する工事の完了(2件)..... (中予地方局建築指導課) ... 525

建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 525

公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 526

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画..... (水産課) ... 526

土地(埋立地)の売払い..... (港湾海岸課) ... 527

申請受付機及びIC免許証読取機の借入れ..... (警察本部会計課) ... 528

暗証番号発行機及びIC免許証確認機の借入れ..... (") ... 529

情報ネットワーク用機器の借入れ..... (") ... 530

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) ... 531

政治団体の届出事項の異動の届出..... (") ... 531

政治団体の解散の届出..... (") ... 534

資金管理団体の届出..... (") ... 535

資金管理団体の指定の取消し等の届出..... (") ... 535

資金管理団体の届出事項の異動の届出..... (") ... 535

雑 報

愛媛県市町村職員共済組合公告..... (市町振興課) ... 535

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第29号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年6月27日

愛媛県知事 中村時広

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和41年愛媛県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(特定病院の認定)

第 1 条 の 3 法第21条第 4 項前段 及び法第33条第 4 項前段の規定による認定は、特定病院認定申請書（様式第 1 号）を当該保健所長を経て、知事に提出して受けるものとする。

2 省略

(診察及び保護の申請書)

第 2 条 法第22条第 2 項に規定する申請書は、精神障害者等の診察及び保護の申請書（様式第 1 号の 2 ）によるものとする。

(調査)

第 4 条 保健所長は、法第22条第 1 項の規定による申請、法第23条の規定による通報又は法第26条の 2 の規定による届出を受理したときは、直ちに、その者について診察の必要があるかどうかを調査し、その結果を調査書（様式第 3 号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

2 省略

3 保健所長は、精神障害者等の家族等その他の関係者から法第34条の規定による移送に関する相談があつたときは、当該精神障害者等について調査し、その結果を医療保護入院・応急入院のための移送に関する調査書（様式第 3 号の 2 ）により、速やかに知事に報告しなければならない。

(入院命令書の交付)

第 8 条 知事は、法第29条第 1 項又は法第29条の 2 第 1 項の規定により、精神障害者を入院させようとするときは、入院命令書（様式第 7 号）を当該保健所長を経て、当該精神障害者の家族等に交付するものとする。

(入院措置の解除)

第 9 条 知事は、法第29条の 4 第 1 項の規定により措置入院者を退院させようとするときは、当該措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者 に対して入院措置の解除通知書（様式第 8 号）によりその旨を通知するものとする。

(家族等又は市町村長の同意)

第16条 省略

第18条 削除

(特定病院の認定)

第 1 条 の 3 法第22条の 4 第 4 項前段及び法第33条第 4 項前段の規定による認定は、特定病院認定申請書（様式第 1 号）を当該保健所長を経て、知事に提出して受けるものとする。

2 省略

(診察及び保護の申請書)

第 2 条 法第23条第 2 項に規定する申請書は、精神障害者等の診察及び保護の申請書（様式第 1 号の 2 ）によるものとする。

(調査)

第 4 条 保健所長は、法第23条第 1 項の規定による申請、法第24条の規定による通報又は法第26条の 2 の規定による届出を受理したときは、直ちに、その者について診察の必要があるかどうかを調査し、その結果を調査書（様式第 3 号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

2 省略

3 保健所長は、精神障害者等の保護者等 から法第34条の規定による移送に関する相談があつたときは、当該精神障害者等について調査し、その結果を医療保護入院・応急入院のための移送に関する調査書（様式第 3 号の 2 ）により、速やかに知事に報告しなければならない。

(入院命令書の交付)

第 8 条 知事は、法第29条第 1 項又は法第29条の 2 第 1 項の規定により、精神障害者を入院させようとするときは、入院命令書（様式第 7 号）を当該保健所長を経て、当該精神障害者の保護者に交付するものとする。

(入院措置の解除)

第 9 条 知事は、法第29条の 4 第 1 項の規定により措置入院者を退院させようとするときは、当該措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者及び当該措置入院者の保護者に対して入院措置の解除通知書（様式第 8 号）によりその旨を通知するものとする。

(保護者等 の同意)

第16条 省略

(同意者の変更)

第18条 精神科病院の管理者は、法第33条第 7 項に規定する同意者が死亡その他の理由により変更したときは、同意者変更届出書（様式第 18 号）に変更後の同意者の同意書を添え当該保健所長を経て、知事に提出しなければならない。

(応急入院指定病院の指定)

第19条の 2 法第33条の 7 第 1 項の規定による指定は、応急入院指定病院指定申請書（様式第 18 号の 3 ）を当該保健所長を経て、知事に提出して受けるものとする。

2 省略

(応急入院の届出)

第20条 法第33条の 7 第 5 項の規定による届出は、応急入院届出書（様式第 18 号の 4 ）によりするものとする。

別表（第11条関係）

(応急入院指定病院の指定)

第19条の 2 法第33条の 4 第 1 項の規定による指定は、応急入院指定病院指定申請書（様式第 18 号の 3 ）を当該保健所長を経て、知事に提出して受けるものとする。

2 省略

(応急入院の届出)

第20条 法第33条の 4 第 5 項の規定による届出は、応急入院届出書（様式第 18 号の 4 ）によりするものとする。

別表（第11条関係）

費 用 徴 収 基 準

費 用 徴 収 基 準

所得税額の合算額	徴 収 月 額
1,470,000円以下	省略
1,470,001円以上	省略

所得税額の合算額	徴 収 月 額
1,500,000円以下	省略
1,500,001円以上	省略

注1・2 省略

3 当該措置入院者又はその属する世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合には、所管の地方局長（市の区域にあつては、市福祉事務所長）の証明により、当該措置入院者の徴収月額は、零円とする。

4 省略

様式第1号（第1条の3関係） 特定病院認定申請書

省略

注1・2 省略

3 看護体制の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による措置による患者を受け入れる病棟について記載すること。

4 看護体制について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号）第2号ただし書中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、特記事項の欄にその旨を記載すること。

5・6 省略

様式第1号の2（第2条関係） 精神障害者等の診察及び保護の申請書

省略
本人及び家族等の生活状態等参考となる事項

注 省略

様式第2号（第3条関係） 精神障害者から退院の申出があつた旨の届出書

省略
症状の概要
省略

注 省略

様式第3号（第4条関係） 調査書

省略
特記事項
本人及び家族等又は現に本人の保護の任に当たっている者の現状
省略
生活保護法（昭和25年法律第144号）医療扶助
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年
1 受給中 2 申請中 3 申請予定

注1・2 省略

3 当該措置入院者又はその属する世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護
を受けている場合には、所管の地方局長（市の区域にあつては、市福祉事務所長）の証明により、当該措置入院者の徴収月額は、零円とする。

4 省略

様式第1号（第1条の3関係） 特定病院認定申請書

省略

注1・2 省略

3 看護体制の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による措置による患者を受け入れる病棟について記載すること。

4 看護体制について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号）第2号ただし書中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、特記事項の欄にその旨を記載すること。

5・6 省略

様式第1号の2（第2条関係） 精神障害者等の診察及び保護の申請書

省略
本人及び保護者の生活状態等参考となる事項

注 省略

様式第2号（第3条関係） 精神障害者から退院の申出があつた旨の届出書

省略
症状の概要
保護者
住所
精神障害者との続柄
氏名
職業
年齢
歳
省略

注 省略

様式第3号（第4条関係） 調査書

省略
住所
性別
男・女
フリガナ
続柄
生年
年月日
氏名
（歳）
選任
年月日
職業
特記事項
本人及び保護者等の現状
省略
生活保護法（昭和25年法律第144号）医療扶助
1 受給中 2 申請中 3 申請予定

法律第30号) 医療 支援給付	
省略	

様式第3号の2 (第4条関係) 医療保護入院・応急入院のための
移送に関する調査書

省略				
相 談 者	1 家族等		2 行政機関 ()	
	3 その他 ()			
省略				
家族等又は市町村 長の同意の有無	省略			
同 意 者	1 家族等 2 市町村長 () 市町村)			
	住 所		続 柄	
	フリガナ 氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)
特 記 事 項	本人及び家族等 又は現に本人の 保護の任に当た っている者の現 状			
省略				

注 同意者の欄は、同意者が市町村長の場合は、住所、氏名、
続柄及び生年月日の記載を要しない。

様式第5号 (第6条関係) 措置入院に関する診断書
(表)

省略		
省略	省略	省略
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神 科受診歴等 を記載すること。)		
省略		
重大な問題行動(Aは これまでの、Bは今後 おそれのある問題行 動)	現在の精神症状、その他の重要な 症状、問題行動等及び現在の状態 像(該当のローマ数字及び算用数 字 を で囲むこと。)	
省略		

(裏)

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 省略
- 2 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受
診歴を精神科受診歴等に含めて記載すること。
- 3 省略
- 4 重大な問題行動については、Aはこれまでに認められた
問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当
する全て の算用数字及びローマ字を で囲むこと。
- 5 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題
行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書
類作成までの過去数箇月間に認められた

省略	

様式第3号の2 (第4条関係) 医療保護入院・応急入院のための
移送に関する調査書

省略				
相 談 者	1 保護者		2 扶養義務者 ()	
	3 行政機関 ()		4 その他 ()	
省略				
保護者等 の同意の有無	省略			
同 意 者	1 保護者 2 扶養義務者			
	住 所		性別	男・女
	フリガナ 氏 名		続柄	生年 月 日 (歳)
	選 任 年 月 日		年 月 日	職業
特 記 事 項	本人及び保護者 等の現状			
省略				

様式第5号 (第6条関係) 措置入院に関する診断書
(表)

省略		
省略	省略	省略
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神 科又は神経科受診歴 等を記載すること。)		
省略		
重大な問題行動(Aは これまでの、Bは今後 おそれのある問題行 動)	現在の精神症状、その他の重要な 症状、問題行動等及び現在の状態 像(該当のローマ数字、算用数字 及びローマ字を で囲むこと。)	
省略		

(裏)

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 省略
- 2 省略
- 3 重大な問題行動については、Aはこれまでに認められた
問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当
するすべての算用数字及びローマ字を で囲むこと。
- 4 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題
行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書
類作成までの過去数箇月間に認められた病状又は状態像を

___ものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当する全てのローマ数字及び算用数字___を で囲むこと。

- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略

様式第5号の2(第6条関係) 移送による医療保護入院・応急入院に関する診断書

(表) 省略
(裏)

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 省略
- 2 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含めて記載すること。
- 3 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められた___ものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当する全てのローマ数字及び算用数字___を で囲むこと。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

様式第5号の3(第6条関係) 入院継続に関する診断書

(表) 省略
(裏)

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 省略
- 2 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含めて記載すること。
- 3 省略
- 4 重大な問題行動については、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字及びローマ字を で囲むこと。
- 5 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められた___ものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当する全てのローマ数字及び算用数字___を で囲むこと。
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略

様式第6号(第7条関係) 精神障害者等の診察通知書

省略
家族等 様
省略
省略

様式第7号(第8条関係) 入院命令書

省略
家族等

指すものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びローマ字を で囲むこと。

- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略

様式第5号の2(第6条関係) 移送による医療保護入院・応急入院に関する診断書

(表) 省略
(裏)

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 省略
- 2 現在の病状又は状態像___については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められた病状又は状態像を指すものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びローマ字を で囲むこと。
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

様式第5号の3(第6条関係) 入院継続に関する診断書

(表) 省略
(裏)

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 省略
- 2 省略
- 3 問題行動___については、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当するすべての算用数字及びローマ字を で囲むこと。
- 4 現在の病状又は状態像___については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められた病状又は状態像を指すものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びローマ字を で囲むこと。
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

様式第6号(第7条関係) 精神障害者等の診察通知書

省略
保護者 様
省略
省略

様式第7号(第8条関係) 入院命令書

省略
保護者

住 所 氏 名
省略

注 省略

様式第8号(第9条関係) 入院措置の解除通知書

省略
精神科病院又は指定病院の管理者 様
省略
省略

様式第9号(第10条関係) 措置症状消退出書 (表)

省略	
措置年月日	年 月 日
省略	
措置解除後の処置に関する意見	1 入院継続(任意入院・医療保護入院・他科) 2 通院医療 3 転医 4 死亡 5 その他()
省略	

(裏) 省略

様式第16号(第16条、様式第17号関係) 同意書

省略	同意者 氏 名 (印)																
省略	同意者 氏 名 (印)																
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第33条	第33条																
第1項、第3項の規定により、次のとおり入院させることに同意します。																	
省略																	
同意者	<table border="1"> <tr> <td>住 所</td> <td>続 柄</td> <td>生 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>フリガナ氏 名</td> <td></td> <td>月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 本人に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者又は直系血族 </td> </tr> </table>	住 所	続 柄	生 年 月 日	年 月 日	フリガナ氏 名		月 日		1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日)				なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 本人に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者又は直系血族			
住 所	続 柄	生 年 月 日	年 月 日														
フリガナ氏 名		月 日															
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日)																	
なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 本人に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者又は直系血族																	

住 所 氏 名
省略

注 省略

様式第8号(第9条関係) 入院措置の解除通知書

省略
保 護 者 様
精神科病院又は指定病院の管理者
省略
省略

様式第9号(第10条関係) 措置症状消退出書 (表)

省略																					
保護者	<table border="1"> <tr> <td>フリガナ氏 名</td> <td>(男・女)</td> <td>続柄</td> <td>生年 月 日</td> <td>年 月 日生 (歳)</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="4">都道 都市 町村 府県 区 区</td> </tr> <tr> <td>フリガナ氏 名</td> <td>(男・女)</td> <td>続柄</td> <td>生年 月 日</td> <td>年 月 日生 (歳)</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="4">都道 都市 町村 府県 区 区</td> </tr> </table>	フリガナ氏 名	(男・女)	続柄	生年 月 日	年 月 日生 (歳)	住 所	都道 都市 町村 府県 区 区				フリガナ氏 名	(男・女)	続柄	生年 月 日	年 月 日生 (歳)	住 所	都道 都市 町村 府県 区 区			
フリガナ氏 名	(男・女)	続柄	生年 月 日	年 月 日生 (歳)																	
住 所	都道 都市 町村 府県 区 区																				
フリガナ氏 名	(男・女)	続柄	生年 月 日	年 月 日生 (歳)																	
住 所	都道 都市 町村 府県 区 区																				
措置年月日	年 月 日																				
省略																					
措置解除後の処置に関する意見	1 入院継続(任意入院・医療保護入院・他科) 2 通院医療 3 転医 4 その他()																				
省略																					

(裏) 省略

様式第16号(第16条、第18条、様式第17号、様式第18号関係) 同意書

省略	同意者 氏 名 (印)						
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第33条	第33条						
第1項、第2項の規定により、次のとおり入院させることに同意します。							
省略							
同意者	<table border="1"> <tr> <td>住 所</td> <td>本人との続柄</td> <td>年 歳</td> </tr> <tr> <td>フリガナ氏 名</td> <td>職 業</td> <td>年 歳</td> </tr> </table>	住 所	本人との続柄	年 歳	フリガナ氏 名	職 業	年 歳
住 所	本人との続柄	年 歳					
フリガナ氏 名	職 業	年 歳					

	<u>家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人</u> <u>成年被後見人又は被保佐人</u> <u>未成年者</u>		
同意者	住 所		続 柄
	フリガナ 氏 名		生 年 月 日 年 月 日
	1 配偶者 2 父母（親権者で ある・ない） 3 祖父母等 4 <u>子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所</u> <u>が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日）</u>		
<u>なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。</u> <u>本人に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者</u> <u>又は直系血族</u> <u>家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人</u> <u>成年被後見人又は被保佐人</u> <u>未成年者</u>			

注 1・2 省略

3 選択肢については、それぞれ該当する算用数字を で囲むこと。

4 同意者の欄は、親権者が両親の場合は両名を記載すること。なお、同意者が市町村長の場合は、同欄の記載を要しない。

様式第17号（第17条関係） 医療保護入院届出書

様式第17号（その1）（精神保健指定医による医療保護入院の場合）

（表） 省略

（裏）

記 載 上 の 留 意 事 項

1～3 省略

4 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、法第33条第1項及び第4項に規定する入院、法第33条第3項及び第4項に規定する入院又は法第33条の7第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。

5 省略

6 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含めて記載すること。

7 省略

8 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当する全てのローマ数字及び算用数字を で囲むこと。

9 省略

10 同意者の欄は、親権者が両親の場合は両名を記載すること。なお、同意者が市町村長の場合は、住所、氏名、続柄及び生年月日の記載を要しない。

注 同意書（様式第16号）並びに推定される入院期間及び法第33条の4の規定により選任された退院後生活環境相談員を記載した入院診療計画書（医療法（昭和23年法律第205号）第6条の4第1項の書面をいう。）の写しを添付すること。

様式第17号（その2） 省略

	<u>家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人</u> <u>成年被後見人又は被保佐人</u> <u>未成年者</u>		
同意者	住 所		続 柄
	フリガナ 氏 名		生 年 月 日 年 月 日
	1 配偶者 2 父母（親権者で ある・ない） 3 祖父母等 4 <u>子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所</u> <u>が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日）</u>		
<u>なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。</u> <u>本人に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者</u> <u>又は直系血族</u> <u>家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人</u> <u>成年被後見人又は被保佐人</u> <u>未成年者</u>			

注 1・2 省略

様式第17号（第17条関係） 医療保護入院届出書

様式第17号（その1）（保護者の同意がある場合）

（表） 省略

（裏）

記 載 上 の 留 意 事 項

1～3 省略

4 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、法第33条第2項に規定する入院、法第33条第1項及び第4項に規定する入院、法第33条第2項及び第4項に規定する入院又は法第33条の4第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。

5 省略

6 省略

7 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びローマ字を で囲むこと。

8 省略

9 保護者の欄は、親権者が両親の場合は両名を記載すること。

注 同意書（様式第16号）を添付すること。

様式第17号（その2） 省略

様式第17号(その3)(特定医師による医療保護入院の場合)

(表) 省略
(裏)

記載上の留意事項

- 1~3 省略
4 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。
5 省略
6 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含めて記載すること。
7 省略
8 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当する全てのローマ数字及び算用数字を で囲むこと。
9 省略
10 省略
11 同意者の欄は、親権者が両親の場合は両名を記載すること。なお、同意者が市町村長の場合は、住所、氏名、続柄及び生年月日の記載を要しない。
12 省略

注 省略

様式第17号(その4) 省略

様式第18号の2(第19条関係) 医療保護入院者退院届出書

(表)

Table with 2 columns: 医療保護入院年月日, 年月日. Includes '省略' labels.

(裏)

記載上の留意事項

- 1・2 省略

様式第17号(その3)(特定医師による医療保護入院で保護者の同意がある場合)

(表) 省略
(裏)

記載上の留意事項

- 1~3 省略
4 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条第2項又は第33条の4第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。
5 省略
6 省略
7 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びローマ字を で囲むこと。
8 省略
9 省略
10 保護者の欄は、親権者が両親の場合は両名を記載すること。
11 省略

注 省略

様式第17号(その4) 省略

様式第18号の2(第19条関係) 医療保護入院者退院届出書

(表)

Table with columns for 保護者 (フリガナ氏名, 続柄, 生年月日, 住所) and 医療保護入院年月日. Includes '省略' labels.

(裏)

記載上の留意事項

- 1・2 省略
3 医療保護入院年月日の欄は、扶養義務者の同意による入院を経た場合にあっては、その入院年月日を記載すること。

様式第18号の3（第19条の2関係） 応急入院指定病院指定申請書

様式第18号の3（その1）

省略

注1 省略

2 看護体制について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号）第2号ただし書中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、特記事項の欄にその旨を記載すること。

様式第18号の3（その2）（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採る場合）

省略

注1・2 省略

3 看護体制の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条の7第2項後段の規定による措置による患者を受け入れる病棟について記載すること。

4 看護体制について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号）第2号ただし書中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、特記事項の欄にその旨を記載すること。

5・6 省略

様式第18号の4（第20条関係） 応急入院届出書

様式第18号の4（その1）

（表）

Table with 2 columns: Reason for emergency hospitalization measures, and a box for family consent.

（裏） 省略

様式第18号の4（その2）（特定医師による応急入院の場合）

（表） 省略

（裏）

記載上の留意事項

1～3 省略

4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含めて記載すること。

5 省略

6 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当する全てのローマ数字及び算用数字を で囲むこと。

7 省略

8 省略

9 省略

様式第18号の5（第22条関係） 措置入院者定期病状報告書

（表） 省略

（裏）

様式第18号の3（第19条の2関係） 応急入院指定病院指定申請書

様式第18号の3（その1）

省略

注1 省略

2 看護体制について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号）第2号ただし書中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、特記事項の欄にその旨を記載すること。

様式第18号の3（その2）（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採る場合）

省略

注1・2 省略

3 看護体制の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条の4第2項後段の規定による措置による患者を受け入れる病棟について記載すること。

4 看護体制について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号）第2号ただし書中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、特記事項の欄にその旨を記載すること。

5・6 省略

様式第18号の4（第20条関係） 応急入院届出書

様式第18号の4（その1）

（表）

Table with 2 columns: Reason for emergency hospitalization measures, and a box for guardian consent.

（裏） 省略

様式第18号の4（その2）（特定医師による応急入院の場合）

（表） 省略

（裏）

記載上の留意事項

1～3 省略

4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含めて記載すること。

5 省略

6 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びローマ字を で囲むこと。

7 省略

8 省略

様式第18号の5（第22条関係） 措置入院者定期病状報告書

（表） 省略

（裏）

に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第15条の6第1項に規定する医療保護入院者退院支援委員会をいう。以下同じ。）における審議結果の記録の写しを添付した上で、その旨を同欄に明記すること。

- (1) 法第33条の4の退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期、その後の相談の頻度等
- (2) 法第33条の5の地域援助事業者の紹介の有無、紹介した地域援助事業者との相談の状況等
- (3) 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等

11 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当する全てのローマ数字及び算用数字 _____ を _____ で囲むこと。

12 省略

様式第18号の7（第23条の2関係） 任意入院者定期病状報告書（表）

省略	省略
生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神科受診歴等） _____を記載すること。	省略
省略	

（裏）

記載上の留意事項

- 1～3 省略
- 4 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）_____第33条第1項及び第4項に規定する入院、同法第33条第3項及び第4項に規定する入院又は同法第33条の7第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。
- 5・6 省略
- 7 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含めて記載すること。
- 8 省略
- 9 省略
- 10 入院後の診察により、精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。
- 11 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題

8 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びローマ字を _____ で囲むこと。

9 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。

10 省略

11 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は両名を記載すること。

様式第18号の7（第23条の2関係） 任意入院者定期病状報告書（表）

省略	省略
生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神科又は神経科の受診歴等を記載すること。）	省略
省略	

（裏）

記載上の留意事項

- 1～3 省略
- 4 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第2項に規定する入院、同法第33条第1項及び第4項に規定する入院、同法第33条第2項及び第4項に規定する入院又は同法第33条の4第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。
- 5・6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題

行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当する全てのローマ数字及び算用数字_____を_____で囲むこと。

12 省略

様式第19号(第24条関係) 措置入院者仮退院許可申請書

省略			
病 名		転 帰	
省略			

注 省略

様式第20号(第24条関係) 仮退院者再入院届出書

省略	
再入院予定 年 月 日	年 月 日
省略	

注 省略

様式第21号の2(第27条関係) 障害者手帳交付申請書

省略			
精神障害者	フリガナ 氏 名		省略
省略			
注意1~3 省略			
4 保護者の欄は、申請者が18歳未満の場合に記入してください。			
5 省略			

様式第22号(第27条、様式第21号の2関係) 診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

省略			
氏 名		生年 月日	年 月 日生(歳)
省略			
現在の障害福祉等のサービスの利用状況(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)_____、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等)			省略
省略			

注 省略

行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びカタカナを_____で囲むこと。

10 省略

様式第19号(第24条関係) 措置入院者仮退院許可申請書

省略					
保 護 者	住所		本人との続柄		
	氏名		職 業		年齢 歳
病 名		転 帰			
省略					

注 省略

様式第20号(第24条関係) 仮退院者再入院届出書

省略					
再入院予定 年 月 日	年 月 日				
保 護 者	住所		本人との続柄		
	氏名		職 業		年齢 歳
省略					

注 省略

様式第21号の2(第27条関係) 障害者手帳交付申請書

省略					
精神障害者	フリガナ 氏 名		性 別	男 女	省略
省略					
注意1~3 省略					
4 省略					

様式第22号(第27条、様式第21号の2関係) 診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

省略					
氏 名		生年 月日	年 月 日生(歳)	性 別	男・女
省略					
現在の障害福祉等のサービスの利用状況(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、 <u>共同生活介護(ケアホーム)</u> 、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等)					省略
省略					

注 省略

第2条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第5号の2(表)を次のように改める。

様式第5号の2（第6条関係） 移送による医療保護入院・応急入院に関する診断書

（表）

移送による医療保護入院・応急入院に関する診断書

被 診 察 者 〔精神障害者又はその疑いのある者〕	居住地		性別	男・女	<現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷 ^{こん} 状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁 ^{そう} 状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他（ ）
	現在場所		生年月日	年 月 日 （ 日 生 歳）	
	フリガナ氏名		職業		
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		緊 急 性 の 判 定 1 直ちに入院が必要 2 緊急を要しない
	ICDカテゴリー（ ）	ICDカテゴリー（ ）			
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕	(陳 述 者 氏 名 統 柄)				本人の同意の可否
					1 可能 2 不可能
<現在の精神症状> I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他（ ） II 知能 1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害 III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他（ ） IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他（ ） V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他（ ） VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他（ ） VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他（ ） VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他（ ） IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他（ ） <その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存（ ） 4 その他（ ） <問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他（ ）	判 定 理 由 〔患者自身の病気に 対する理解の程度 を含め、任意入院 が行われる状態に ないと判定した理 由等について記載 すること。〕		医学的総合判断 〔医療保護入院又は 応急入院の要否〕		
	1 要入院 2 入院不要		行動制限の要否		
	1 要 2 否		上記についての理由 及び意見		
	その他の特記事項				
	以上のとおり診断する。		年 月 日 精神保健指定医氏名 署名		
	(行政庁における記載欄)				
	診察に立ち会った者 (親権者、配偶者等)	氏 名	(男・女)	続柄及び 職 業	
	診 察 場 所			生年月日	年 月 日 (日 生 歳)
	診 察 日 時			年 月 日	時 分～ 時 分
	診 察 の 補 助 者	職氏名		所 属	
診察に立ち会った職員	職氏名		所 属		
措 置					
備 考					

様式第 5 号の 3 (表) を次のように改める。

様式第5号の3 (第6条関係) 入院継続に関する診断書

(表)

入院継続に関する診断書

入院形態	1 任意入院 2 医療保護入院 3 応急入院								VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解職 4 その他 ()	
被診察者 (精神障害者)	フリガナ 氏名	(男・女)	生年月日	年	月	日	生	年	IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()	
	住所	都道府県	市区	町	村	区			<その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()	
	職業									
病名	1 主たる精神障害		2 従たる精神障害		3 身体合併症					
	ICD カテゴリー ()		ICD カテゴリー ()							
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、 精神科受診歴等 を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)									
入院歴	初回入院期間		年	月	日	～	年	月	日 (入院形態)	
	前回入院期間		年	月	日	～	年	月	日 (入院形態)	
	初回から前回までの入院回数		計	回						
重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれのある行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)									
1 殺人 2 放火 3 強盗 4 強姦 5 強制わいせつ 6 傷害 7 暴行 8 恐喝 9 脅迫 10 窃盗 11 器物損壊 12 弄火又は失火 13 家宅侵入 14 詐欺等の経済的な問題行動 15 自殺企図 16 自傷 17 その他 ()	A	B	<現在の精神症状>							
	A	B	I 意識							
	A	B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()							
	A	B	II 知能							
	A	B	1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害							
	A	B	III 記憶							
	A	B	1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()							
	A	B	IV 知覚							
	A	B	1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()							
	A	B	V 思考							
	A	B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸							
	A	B	6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()							
	A	B	VI 感情・情動							
	A	B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁							
	A	B	5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()							
	A	B	VII 意欲							
	A	B	1 衝動行為 2 行為心拍 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止							
A	B	6 無為・無関心 7 その他 ()								
診察時の特記事項										
医学的総合判断 1 入院継続要 2 入院継続不要										
以上のとおり診断する。 年 月 日 精神保健指定医氏名 署名										
(行政庁における記載欄)										
診察に立ち会った者 (親権者、配偶者等)		氏名	(男・女)	続柄及び職業						
診察場所					生年月日	年 月 日 生 (歳)				
診察日時		年 月 日 時 分～ 時 分								
診察に立ち会った職員		職氏名				所属				
措置										
備考										

様式第17号（その1）（表）を次のように改める。

様式第17号（その1）（精神保健指定医による医療保護入院の場合）

（表）

医療保護入院届出書				年 月 日	
愛媛県知事 様		病院名 所在地 管理者名 ㊟			
医療保護入院者	フリガナ氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日	日生 (歳)
	住所	都道府県	市区	町村	区
家族等又は市町村長の同意により入院した年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	入院形態	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条第1項の規定による移送の有無		1 有 2 無			
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症		
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕 (特定医師の診察により入院した場合には、特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)				
入院歴	初回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)	前回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)	初回から前回までの入院回数 計 回		
<現在の精神症状> I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害 III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()					
VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 () <その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 () <問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 () <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()					
医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に 対する理解の程度 を含め、任意入院 が行われる状態に ないと判断した理 由について記載す ること。)					
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名		署名			
	フリガナ氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日 日生 (歳)
	住所	都道府県	市区	町村	区
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長 (市町村)					
同意者		署名			
	フリガナ氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日 日生 (歳)
	住所	都道府県	市区	町村	区
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長 (市町村)					
精神医療審査会の意見					
措置					

様式第17号(その2)を削り、同様式(その3)(表)を次のように改め、同様式(その3)を同様式(その2)とし、同様式(その4)を削る。

様式第17号（その3）（特定医師による医療保護入院の場合）

（表）

医療保護入院届出書 愛媛県知事 様 年 月 日 病院名 所在地 管理者名 ㊟			
医療保護入院者	フリガナ氏名 (男・女)	生年月日 年 月 日 (日生歳)	
	住所	都道府県 市区	町村 区
家族等又は市町村長の同意により入院した年月日	年 月 日 午前・午後 時	今回の入院年月日 年 月 日	入院形態 年 月 日
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー()	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー()	3 身体合併症
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕	(陳述者氏名 続柄)		
入院歴	初回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態) 前回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態) 初回から前回までの入院回数 計 回		
<現在の精神症状> I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害 III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()			
VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 () <その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 () <問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 () <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()			
医療保護入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕			
入院を必要と認めた特定医師氏名	署名		
確認した精神保健指定医氏名	署名	診察日時	年 月 日 (午前・午後 時)
精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合の理由			
同意者	フリガナ氏名 (男・女)	続柄	生年月日 年 月 日 (日生歳)
	住所	都道府県 市区	町村 区
	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長(市町村)		
	フリガナ氏名 (男・女)	続柄	生年月日 年 月 日 (日生歳)
	住所	都道府県 市区	町村 区
	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長(市町村)		
事後審査委員会意見			

様式第18号を次のように改める。

様式第18号 削除

様式第18号の4（その2）（表）を次のように改める。

様式第18号の4 (その2) (特定医師による応急入院の場合)

(表)

愛媛県知事 様 病 院 名 所 在 地 管 理 者 名 年 月 日		年 月 日	
応 急 入 院 者 フリガナ氏名 (男・女)	生 年 月 日 年 月 日 生 年 月 日 (歳)	住 所 都 道 府 県 郡 市 区 町 村 区	
依 頼 を し た 者 の 入 院 者 と の 関 係	年 月 日 (午前・午後 時)		
入 院 年 月 日	年 月 日 (午前・午後 時)		
病 名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー()	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー()	3 身体合併症
生活歴及び現病歴 [推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。]	(陳 述 者 氏 名 続 柄)		
応急入院の必要性 [患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。]	()		
入 院 歴	初回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態) 前回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態) 初回から前回までの入院回数 計 回		
<現在の精神症状> I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害 III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()			
VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()		VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()	
VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()		IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 () <その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 () <問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 () <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()	
応 急 入 院 を 採 っ た 理 由 [家族等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。]		署 名	
入 院 を 必 要 と 認 め た 特 定 医 師 氏 名		署 名	
確 認 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名		署 名	診 察 日 時 年 月 日 時 (午前・午後 時)
精 神 保 健 指 定 医 が 入 院 妥 当 で な い と 判 断 し た 場 合 の 理 由		()	
事 後 審 査 委 員 会 意 見			

様式第18号の5（表）を次のように改める。

様式第18号の5（第22条関係） 措置入院者定期病状報告書

（表）

措置入院者定期病状報告書				年 月 日	
愛媛県知事		様		病院名 所在地 管理名	
措置入院者	フリガナ氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日	日生(歳)
	住所	都道府県	郡市区	町市区	
措置年月日	年 月 日	今回の入院日	年 月 日	入院形態	
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ()	3 身体合併症		
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)				
入院歴	初回入院期間 年 月 日～年 月 日 (入院形態)	前回入院期間 年 月 日～年 月 日 (入院形態)	初回から前回までの入院回数 計 回 延べ日数 日		
過去6月間(措置入院後3月の場合は、3月間)の仮退院の実績	計 回 延べ日数 日				
過去6月間(措置入院後3月の場合は、3月間)の治療の内容とその結果を記載すること。 [問題行動を中心として記載すること。]					
今後の治療方針(再発防止への対応を含む。)					

処遇、看護及び指導の現状	隔離	1 多用 2 時々 3 ほとんど不要
	注意必要度	1 常に厳重な注意 2 随時一応の注意 3 ほとんど不要
	日常生活の介助指導必要性	1 極めて手間のかかる介助 2 比較的簡単な介助と指導 3 生活指導を要する 4 その他 ()
重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれのある行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)	
1 殺人	A B	<現在の精神症状>
2 放火	A B	I 意識
3 強盗	A B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()
4 強姦	A B	II 知能
5 強制わいせつ	A B	1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害
6 傷害	A B	III 記憶
7 暴行	A B	1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()
8 恐喝	A B	IV 知覚
9 脅迫	A B	1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()
10 窃盗	A B	V 思考
11 器物損壊	A B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考
12 弄火又は失火	A B	5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()
13 家宅侵入	A B	VI 感情・情動
14 詐欺等の経済的な問題行動	A B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分
15 自殺企図	A B	4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進
16 自傷	A B	7 その他 ()
17 その他 ()	A B	VII 意欲
		1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷
		5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()
		VIII 自我意識
		1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()
		IX 食行動
		1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()
		<その他の重要な症状>
		1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ()
		4 その他 ()
		<問題行動等>
		1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()
		<現在の状態像>
		1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態
		4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態
		7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態
		10 その他 ()
診察時の特記事項		
この報告に係る診察年月日	年 月 日	
診察した精神保健指定医氏名	署名	
精神医療審査会の意見		
措置		

平成26年6月27日

愛媛県報

第2583号

様式第18号の6（表）を次のように改める。

様式第18号の6（第23条関係） 医療保護入院者定期病状報告書

（表）

医療保護入院者定期病状報告書				年 月 日	
愛媛県知事 様		病院名 所在地 管理者名		㊟	
医療保護入院者	フリガナ氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日	生 年 月 日 (歳)
	住所	都道府県	郡市区	町村 区	
家族等又は市町村長の同意により入院した年月日	年 月 日	今回の入院年月日		年 月 日	
		入院形態			
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICD カテゴリー ()	ICD カテゴリー ()			
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)				
入 院 歴	初回入院期間	年 月 日～	年 月 日	(入院形態)	
	前回入院期間	年 月 日～	年 月 日	(入院形態)	
	初回から前回までの入院回数	計 回			
過去12箇月間の外泊の実績	1 不定期的 2 定期的 (ア月単位 イ数箇月単位 ウ盆・正月) 3 なし				
過去12箇月間の治療の内容及びその結果並びに通院又は任意入院に変更できなかった理由					
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向				
今後の治療方針 (患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組について)					
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会で決定した推定される入院期間等について記載すること。)					
選任された退院後生活環境相談員の氏名					
<現在の精神症状>					
I 意識					
1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()					
II 知能					
1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害					
III 記憶					
1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()					
IV 知覚					
1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()					
V 思考					
1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()					
VI 感情・情動					
1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()					
VII 意欲					
1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()					
VIII 自我意識					
1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()					
IX 食行動					
1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()					
<その他の重要な症状>					
1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()					
<問題行動等>					
1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()					
<現在の状態像>					
1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()					
この報告に係る診察年月日		年 月 日			
診断した精神保健指定医氏名		署名			
精神医療審査会の意見					
措		置			

平成26年6月27日

愛 媛 県 報

第2583号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)別表の規定は、平成26年7月分以後の徴収月額について適用し、同年6月分以前の徴収月額については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第19号及び様式第21号の2の規定による申請書又は様式第22号の規定による診断書は、新規則様式第19号及び様式第21号の2の規定による申請書又は様式第22号の規定による診断書とみなす。

4 この規則施行の際現にある第1条及び第2条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第1号の2、様式第9号、様式第16号、様式第17号(その1)、同様式(その3)、様式第18号の2、様式第18号の4から様式第18号の6まで、様式第21号の2及び様式第22号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

(愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

5 愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年愛媛県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
1~4の2 省略		1~4の2 省略	
5 特例条例別表17の項第3号に規定する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和41年愛媛県規則第32号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)から(4)まで 削除 (5)・(6) 省略	5 特例条例別表17の項第3号に規定する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和41年愛媛県規則第32号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)から(3)まで 削除 (4) <u>規則第18条の規定に基づく同意者の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u> (5)・(6) 省略
6~20 省略		6~20 省略	

告 示

○愛媛県告示第796号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成26年6月27日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成26年6月27日から7月10日まで

○愛媛県告示第797号

愛媛県土木工事共通仕様書(平成18年6月愛媛県告示第986号)の一部を次のように改正し、平成26年7月1日から施行する。

平成26年6月27日

愛媛県知事 中村時広

(「次のように」は、省略し、改正後の愛媛県土木工事共通仕様書は、愛媛県農林水産部管理局農政課及び土木部管理局土木管理課並びに各地方局産業経済部産業振興課及び建設部管理課並びに四国中央土木事務所用地管理課、今治土木事務所管理課、久万高原土木事務所用地管理課、大洲土木事務所事業管理課、八幡浜土木事務所管理課、西予土木事務所事業管理課及び愛南土木事務所用地管理課に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第798号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三島川之江港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成26年6月27日

愛媛県知事 中村時広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
道 路	四国中央市三島宮川一丁目字神之元2341番	延長 84.0メートル 幅員 30.0メートル

荷さばき地	同 上	面積 270平方メートル
野 積 場	同 上	面積 2 237 5平方メートル

○愛媛県告示第799号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成26年 6月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 日時 平成26年 7月 7日（月）午前11時00分
- 場所 松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県庁第二別館 5 階第 4 会議室

3 被聴聞者

- 商号、代表者氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社三福綜合不動産
代表取締役 中矢 孝則
松山市本町五丁目 7 番地 7

- 免許証番号

愛媛県知事⁽¹³⁾第000819号

- 免許年月日

平成25年 1月 8日

○愛媛県告示第800号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市三津屋土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し

た旨の届出があった。

平成26年 6月27日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 原 一 雄	西条市三津屋南12番 7
"	石 原 尚	西条市三津屋395番地
"	高 山 晶 徳	西条市三津屋122番地
"	一 色 和 成	西条市三津屋370番地
"	一 色 守	西条市周布440番地12
"	有 田 豊	西条市三津屋南12番51
監 事	頼 木 勇 二	西条市周布402番地 1
"	一 色 英 雄	西条市三津屋79番地 5

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 原 一 雄	西条市三津屋南12番 7
"	石 原 尚	西条市三津屋395番地
"	高 山 晶 徳	西条市三津屋122番地
"	一 色 力 彌	西条市三津屋南 2 番29
"	一 色 実	西条市三津屋 8 番地 3
"	一 色 和 成	西条市三津屋370番地
監 事	頼 木 勇 二	西条市周布402番地 1
"	一 色 英 雄	西条市三津屋79番地 5

○愛媛県告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成26年 6月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	今治波方港線	今治市阿方甲665番 6 地先から 同市阿方甲281番 1 地先まで	旧	メートル 7 5 ~ 22.1	キロメートル 0.362	
			新	11.4 ~ 22.1	0.362	

○愛媛県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成26年 6月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	玉川菊間線	今治市菊間町浜2838番	旧	メートル 4 5 ~ 4 8	キロメートル 0.012	
			新	10.8 ~ 11.0	0.012	

○愛媛県告示第803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 6月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削上弓削48番2から 同町弓削上弓削12番2まで	旧	メートル 4.7～8.5	キロメートル 0.083	
			新	8.4～12.0	0.083	

○愛媛県告示第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 6月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削上弓削48番2から 同町弓削上弓削12番2まで	平成26年 6月30日

○愛媛県告示第805号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 6月27日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建（開）第9号 平成26年 6月17日	伊予市上三谷字桜井甲824番 1	伊予郡松前町大字筒井731番地 6 黒 田 秀 雄

○愛媛県告示第806号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 6月27日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建（開）第10号 平成26年 6月17日	伊予市上三谷字桜井甲825番 3	伊予郡松前町大字筒井731番地 6 黒 田 秀 雄

○愛媛県告示第807号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年 6月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（般 - 22）第16691号	平成22年 6月3日	大塚板金工業所	大塚治之介	宇和島市保田甲1431 - 5	平成26年 5月16日	板金工業業	建設業の廃止

(般 - 22)第16728号	平成22年 7月29日	藤川設備	藤川 武志	宇和島市祝森甲1681 - 10	平成26年 5月16日	管工事業	建設業の廃止
(般 - 24)第1427号	平成24年 9月18日	松中工務店	松中 淳二	宇和島市山際 2 - 5 - 8	平成26年 5月16日	建築工事業	建設業の廃止

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成26年 6月16日あったので公表する。

平成26年 6月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成26年度夏季一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成26年 7月 1日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
公益財団法人正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13
公益財団法人正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号）第 4 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成25年12月27日付け公告）を次のとおり変更した。

平成26年 6月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する基本計画において定められた第 1 種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量（以下「知事管理量」という。）及び第 2 種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

 - (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第 1 種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）及び本県の漁業者に係る第 2 種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。
 - (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、

法第13条第 2 項に規定する協定に係る制度（以下「協定制」という。）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成25年及び平成26年の知事管理量は、次表のとおりである。

第 1 種特定 海洋生物資源	知 事 管 理 量			
	平成25年		平成26年	
	平成25年 1月 から12月まで	平成25年 7月 から平成26年 6月まで	平成26年 1月 から12月まで	平成26年 7月 から平成27年 6月まで
まあじ	5,000トン		5,000トン	
まいわし	若 干		若 干	
まさば及び ごまさば		若 干		若 干

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成25年及び平成26年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第 1 種特定海洋 生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成25年 1月 から12月まで	平成26年 1月 から12月まで
まあじ	中型まき網漁業 及び小型まき網 漁業	3,500トン	3,500トン

4 知事管理量（まあじにあつては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。

- (2) まあじの採捕を目的とする一本釣りの漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。
- (3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成25年及び平成26年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知事管理努力量					
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海	宇和海
		平成25年4月1日から6月30日まで	平成25年9月1日から11月30日まで	平成26年4月1日から6月30日まで	平成26年9月1日から11月30日まで	平成25年10月1日から12月31日まで	平成26年10月1日から12月31日まで
さわら	さわら流し網漁業	16,590隻日	5,880隻日	16,590隻日	5,880隻日	7,490隻日	7,490隻日

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項
平成25年及び平成26年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業	愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である燧灘及び芸灘	平成25年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
			平成26年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
		愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である伊予灘	平成25年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
			平成26年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
		愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である宇和海	平成25年10月1日から12月31日まで	7,490隻日
			平成26年10月1日から12月31日まで	7,490隻日

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。

(2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 6月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（埋立地）の売払い
- (2) 売り払う土地（埋立地）の所在地、地目及び地積

物件番号	所在地	地目	地積
	松山市大可賀三丁目1463番1の一部	雑種地	19,045.42㎡
	松山市大可賀三丁目1467番	雑種地	188.68㎡
	松山市大可賀三丁目1461番3の一部	雑種地	2,000.09㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

ウ 倉庫業者、一般港湾運送事業者または貨物自動車運送事業者または港湾の利用に資する者であること。

エ 本県の長期総合計画に賛同し、本県の方針に従う意思のあること。

オ 松山港の港湾施設を有効に利用し、ひいては本県の産業経済の発展に寄与する意思のあること。

カ 大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害に対し十分な防止対策を立て実施する意思を有すること。

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成26年6月27日から平成26年7月15日までの勤務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課管理係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912 2691

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成26年7月15日（火）午後

5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

物件番号	日時
	平成26年 7月 4日(金)午後 2時
	平成26年 7月 4日(金)午後 3時

(イ) 場所

売り払う土地(埋立地)の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

物件番号	日時
	平成26年 7月29日(火)午前10時
	平成26年 7月29日(火)午前11時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2

愛媛県庁第 2 別館 5 階土木部入札室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地(埋立地)の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年以内に、売り払う土地を契約書記載の用途以外の用途に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、知事の承認を受けることなく、売り払う土地に係る所有権、地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利又は抵当権、質権その他の担保物権の設定又は移転をしてはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 6月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

申請受付機及び I C 免許証読取機の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

申請受付機及び I C 免許証読取機 1 式(ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成27年 1 月 1 日から平成31年12月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県警察本部運転免許センターほか

(6) 入札方法

入札金額は、1 月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

電話 (089)934 0110

- (2) 入札書の受領期限
平成26年 8月 6日(水)午後 1時30分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成26年 8月 6日(水)午後 1時30分
愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

公告の日から平成26年 7月28日(月)午後 5時15分まで。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Apparatus to accept and Reader to read IC chip Driver's license, 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 6 August, 2014
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 6月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
暗証番号発行機及びIC免許証確認機の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
暗証番号発行機及びIC免許証確認機 1式(ハードウェア-

式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式)

- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成27年 1月 1日から平成31年12月31日まで
- (5) 借入場所
愛媛県警察本部運転免許センターほか
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町 2番地 2
電話 (089)934 0110

- (2) 入札書の受領期限
平成26年 8月 6日(水)午後 2時30分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成26年 8月 6日(水)午後 2時30分
愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

公告の日から平成26年7月28日(月)午後5時15分まで。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Apparatus to issue a personal identification number and Apparatus to confirm IC chip Driver's license, 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:30 p.m., 6 August, 2014
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年6月27日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
情報ネットワーク用機器の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
情報ネットワーク用機器1式(ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式)
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成27年1月1日から平成31年12月31日まで
- (5) 借入場所
愛媛県警察本部総務室情報管理課電算室ほか
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

- (2) 入札書の受領期限
平成26年8月6日(水)午後4時30分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成26年8月6日(水)午後4時30分
愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

公告の日から平成26年7月28日(月)午後5時15分まで。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Equipment for Information Network , 1 set
- (2) Time limit of tender: 4:30 p.m. , 6 August , 2014
- (3) For further information , please contact: Supplies

Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成26年 6月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
原しゅんじ後援会事務所	原 俊 司	武 智 弘 子	松山市土居田町229 - 4	平成26年 3月25日	
清水宣郎後援会	清 水 貞 子	清 水 幸 郎	松山市久保431 - 2	平成26年 5月23日	
おだたゆたか愛媛県知事を創る会	小田々 豊	長 野 鉄 雄	今治市大正町三丁目4 - 3	平成26年 5月26日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成26年 6月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
高橋英行後援会	国会議員関係政治団体の区分 (公 職 の 種 類) (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	国会議員関係政治団体以外の政治団体 衆議院議員 高 橋 英 行 衆議院議員	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ同項第2号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員 高 橋 英 行 衆議院議員	平成25年 4月 8日	
井原たくみ後援会	国会議員関係政治団体の区分 (公 職 の 種 類) (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ同項第2号に係る国会議員関係政治団体 参議院議員 井 原 巧 参議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成25年 4月11日	
森なつえ後援会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 森 夏 枝 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成25年 4月23日	
藤岡かよこを支援する会 豊策会	国会議員関係政治団体の区分 (公 職 の 種 類) (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	国会議員関係政治団体以外の政治団体 参議院議員 藤 岡 佳代子	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ同項第2号に係る国会議員関係政治団体 参議院議員 藤 岡 佳代子	平成26年 2月17日	

			参議院議員		
ゆだて秀樹後援会	主たる事務所の所在地	大洲市若宮704	大洲市常磐町124 - 4	平成26年 3月 5日	
	会 計 責 任 者	弓 達 りり子	米 田 満 也		
日本共産党東予地区委員会	代 表 者	一 色 一 正	植 木 正 勝	平成26年 3月 5日	政党の支部
石丸哲夫と政治を語る会	政 治 団 体 の 名 称	石丸哲夫と政治を語る会	石丸哲夫と語る会	平成26年 3月 5日	
民主党愛媛県総支部連合会	代 表 者	永 江 孝 子	都 築 旦	平成26年 3月 5日	政党の支部
大石ごう後援会	代 表 者	坂 上 公 三	玉 川 浩	平成26年 3月10日	
政治結社二代目男塾	政 治 団 体 の 名 称	政治結社二代目男塾	政治結社男塾	平成26年 3月10日	
井村雄三郎後援会	主たる事務所の所在地	今治市高部甲1647 - 9	今治市南大門町一丁目 2 - 16	平成26年 3月14日	
住みよい松前を創る会	主たる事務所の所在地	伊予郡松前町大字東古泉73 - 2	伊予郡松前町大字筒井197 - 5	平成26年 3月17日	
	会 計 責 任 者	三 好 健 二	国 田 竹 孝		
愛媛県社会保険労務士政治連盟	代 表 者	横 本 恭 弘	土 居 修 二	平成26年 3月19日	
	会 計 責 任 者	成 川 献 次	横 本 恭 弘		
自由民主党愛媛県郵政政治連盟支部	代 表 者	亀 井 慎 滋	松ノ下 良 文	平成26年 3月20日	政党の支部
	会 計 責 任 者	新 谷 博	横 山 陽 彦		
日本共産党中予地区委員会	会 計 責 任 者	田 中 克 彦	坂 東 啓 司	平成26年 3月20日	政党の支部
森岡健治後援会	会 計 責 任 者	千 田 いずみ	古田口 孝	平成26年 3月20日	
森きょうすけ後援会	代 表 者	八 木 敏 行	小 林 宗三郎	平成26年 3月25日	
越智けいじ後援会	会 計 責 任 者	芥 川 洋 一	日 吉 一 郎	平成26年 3月25日	
栗原ひさこ後援会	主たる事務所の所在地	松山市上野町甲908	松山市上野町甲999	平成26年 3月25日	
自由民主党重信支部	会 計 責 任 者	渡 部 繁 夫	安 井 浩 二	平成26年 3月26日	政党の支部
角田ともえと楽しく未来を語る会	会 計 責 任 者	平 谷 敬 子	仙 波 美 和	平成26年 3月27日	
赤松泰伸後援会	代 表 者	和 家 賢 二	熊 坂 正 頼	平成26年 3月28日	
中村時広連合後援会維新会	主たる事務所の所在地	松山市歩行町二丁目 1 - 6	松山市一番町一丁目 3 - 10	平成26年 3月28日	
	会 計 責 任 者	西 村 舜	石 本 勝 教		
わくわく松山市民の会	主たる事務所の所在地	松山市歩行町二丁目 1 - 6	松山市一番町一丁目 3 - 10	平成26年 3月28日	
	代 表 者	西 村 舜	仙 波 静 子		
わくわく松山の会	主たる事務所の所在地	松山市歩行町二丁目 1 - 6	松山市一番町一丁目 3 - 10	平成26年 3月28日	

	代 表 者	西 村 舜	永 野 貞 一		
愛顔えひめの会	主たる事務所の所在地	松山市歩行町二丁目 1 - 6	松山市一番町一丁目 3 - 10	平成26年 3月28日	
	代 表 者	西 村 舜	仙 波 静 子		
友近聡朗後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ同項第2号に係る国会議員関係政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ同項第2号に係る国会議員関係政治団体	平成26年 3月28日	
	(公職の種類)	衆議院議員	参議院議員		
	(公職の候補者の氏名及び公職の種類)	友 近 聡 朗 衆議院議員	友 近 聡 朗 参議院議員		
友近聡朗後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ同項第2号に係る国会議員関係政治団体	平成26年 3月28日	
	(公職の種類)		衆議院議員		
	(公職の候補者の氏名及び公職の種類)		友 近 聡 朗 衆議院議員		
友近聡朗後援会	会 計 責 任 者	友 近 美 佳	内 田 宝 寿	平成26年 3月28日	
向田まさひろ後援会	会 計 責 任 者	山 本 直 樹	兵 頭 誠	平成26年 3月28日	
愛媛県商工連盟連合会松山支部	代 表 者	佐 伯 要	白 石 省 三	平成26年 3月28日	
結いの会	会 計 責 任 者	芳 野 辰 雄	木 下 正 恒	平成26年 3月31日	
自由民主党菊間支部	会 計 責 任 者	寺 井 政 博	白 石 公 明	平成26年 3月31日	政党の支部
宇野浩後援会	代 表 者	原 田 静 枝	永 岡 嘉 夫	平成26年 4月 2日	
白石とおる後援会	主たる事務所の所在地	新居浜市久保田町三丁目 9 - 27	新居浜市郷一丁目13 - 35	平成26年 4月 2日	
自由民主党愛媛県支部連合会	代 表 者	竹 田 祥 一	西 原 進 平	平成26年 4月 2日	政党の支部
	会 計 責 任 者	徳 永 繁 樹	住 田 省 三		
自由民主党今治支部	代 表 者	福 羅 浩 一	徳 永 繁 樹	平成26年 4月 4日	政党の支部
自由民主党愛媛県土地改良支部	会 計 責 任 者	平 田 清 夫	成 瀬 哲	平成26年 4月 7日	政党の支部
愛媛県土地改良政治連盟	会 計 責 任 者	平 田 清 夫	成 瀬 哲	平成26年 4月 7日	
福本義和後援会	代 表 者	宮 住 重 春	西 田 輝 久	平成26年 4月 7日	
四国中央市の未来をつくる会	主たる事務所の所在地	四国中央市寒川町284	四国中央市三島金子二丁目 9 - 42	平成26年 4月 9日	
さいとう宣昭後援会	主たる事務所の所在地	西条市飯岡2026 - 3	西条市飯岡2027 - 1	平成26年 4月15日	
自由民主党宇和島支部	会 計 責 任 者	大 窪 美 代 子	福 本 義 和	平成26年 4月15日	政党の支部
自由民主党大洲支部	代 表 者	押 田 憲 一	山 下 勝 利	平成26年 4月23日	政党の支部

	会 計 責 任 者	古久保 清 治	梶 原 敬一郎		
えひめ民社協会西条総支部	代 表 者	御 莊 秀 樹	安 藤 雅 康	平成26年 4月24日	
	会 計 責 任 者	小 林 憲 由	田井野 俊 典		
森なつえ後援会	代 表 者	森 夏 枝	渡 部 由 香	平成26年 5月 8日	
	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ同項第2号に係る国会議員関係政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体		
	(公職の種類) (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	衆議院議員 森 夏 枝 衆議院議員	衆議院議員 森 夏 枝 衆議院議員		
渡辺知彦後援会	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町御莊長洲1284	南宇和郡愛南町御莊長洲1282	平成26年 5月 9日	
	代 表 者	浜 田 公 裕	本 多 秀 久		
	会 計 責 任 者	東 昭 寛	浜 田 公 裕		
石橋寛久後援会	会 計 責 任 者	渡 部 裕 行	井 上 孝 行	平成26年 5月13日	
民主党愛媛県第4区総支部	代 表 者	永 江 孝 子	都 築 旦	平成26年 5月29日	政党の支部
愛媛県土地家屋調査士政治連盟	代 表 者	入 船 和 仁	池 川 晋一郎	平成26年 5月29日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成26年 6月27日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
三好貞夫後援会	古谷周造	平成25年12月31日
宮崎きくお後援会	宮崎仁美	平成25年12月31日
住重労働愛媛地方本部政治活動委員会	松木竹千代	平成26年 3月13日
越智けいじ後援会	木村光明	平成26年 3月25日
原しゅんじ後援会	原俊司	平成20年 3月31日
山岡みみ後援会	千葉隆	平成25年12月31日
わくわく松山の会	西村舜	平成26年 3月31日
吉岡猛後援会	大野義久	平成26年 3月31日

ほっとけない市民の会宇和島	武田元介	平成25年12月31日
土居秀徳後援会	柴田勝幸	平成26年 3月31日
鈴木よしひろ後援会	鈴木幸四郎	平成25年12月31日
明日の宇和島を考える会	藤田元紀	平成26年 4月 3日
井上浩二後援会	井上浩二	平成26年 4月17日
小林みやこ後援会	小林宮子	平成26年 5月26日
福岡れいこ後援会	福岡玲子	平成26年 5月26日
藤本公子後援会	藤本公子	平成26年 5月26日
八木けんじ後援会	八木健治	平成26年 5月26日

○愛媛県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成26年 6月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
原 俊 司	松山市議会議員	原しゅんじ後援会事務所	松山市土居田町229 - 4	原 俊 司	平成26年 3月25日
森 夏 枝	衆議院議員	森なつえ後援会	西条市氷見乙762 - 4	森 夏 枝	平成26年 5月 8日

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定の取消し等の届出があった。

平成26年 6月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	備考
友 近 聡 朗	衆議院議員	友近聡朗後援会	松山市南江戸六丁目 2 - 3 - 6	友 近 聡 朗	平成26年 3月28日	指定の取消し
小 林 宮 子	松山市議会議員	小林みやこ後援会	松山市西石井三丁目 5 - 7	小 林 宮 子	平成26年 5月26日	解散
福 岡 玲 子	松山市議会議員	福岡れいこ後援会	松山市鷹子町67 - 5	福 岡 玲 子	平成26年 5月26日	解散
藤 本 公 子	松山市議会議員	藤本公子後援会	松山市北条辻225 - 4	藤 本 公 子	平成26年 5月26日	解散
八 木 健 治	松山市議会議員	八木けんじ後援会	松山市水泥町588 - 9	八 木 健 治	平成26年 5月26日	解散

○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成26年 6月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
友近聡朗後援会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	平成26年 3月28日	

雑 報

○愛媛県市町村職員共済組合公告

愛媛県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、平成25年度決算の要旨を公告する。

平成26年 6月27日

愛媛県市町村職員共済組合

理事長 高須賀 功

損益計算書の要旨

(単位：千円)

収	経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
	負担金	4,807,551 339,870	13,004,029		153,588	233,898				
掛金	4,417,628 357,069	7,156,097			174,620					
施設収入・商品売上							93,251			
受取手数料										16,367
利息及び配当金		116 10		146,573	97	114	49	846,971	941	1

入	組合員貸付金利息							166,175		
	その他収入	907,180			55,927	49	38,879	93,432	1,709	716
	補助金					6,101				
	他経理から繰入金				28,421			29,000		
	前年度繰越支払準備金	731,290								
	計	10,863,765 696,949	20,160,126	146,573	238,033	408,681 6,101		161,179	940,403	168,825
支 出	給付	4,327,597								
	役職員給与				116,019	11,656	42,981	25,160	7,190	1,716
	厚生費				163	290,752 6,097	37	27	10	
	特定健康診査等費					17,127				
	旅費・事務費				9,853	3,938	1,735	3,252	1,981	435
	商品仕入						304			
	飲食材料費									
	委託費				6,300	262	6,206	720	48	52
	支払利息			146,573				518,296	141,609	5,603
	連合会払込金・拠出金	424,159							8,887	
	前期高齢者納付金	2,941,801								
	後期高齢者支援金	1,739,813								
	老人保健拠出金	58								
	退職者給付拠出金	406,496								
	介護納付金	711,118								
	負担金払込金・掛金払込金		20,160,126							
	他経理へ繰入金	28,421					29,000			
	その他支出	54,724 703			104,728	31,030 4	93,560	28,504	4,871	3,820
	次年度繰越支払準備金	685,917								
	計	10,608,986 711,821	20,160,126	146,573	237,063	383,765 6,101	144,823	575,959	164,596	11,626
差引当期利益金又は当期損失金()	254,779 14,872	0	0	970	24,916 0	16,356	364,444	4,229	5,458	

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	949,809	1,134,316	342,665	392,264	472,951	255,117	18,971,826	193,683	506,118
	固定資産			5,722,472	1,085	1	822,101	36,788,776	5,763,503	
	繰延資産									
資 産 合 計		949,809	1,134,316	6,065,137	393,349	472,952	1,077,218	55,760,602	5,957,186	506,118
負 債	流動負債	25,560	1,134,316		6,501	9,984 3,140	6,387	51,137,357	980	4,536
	固定負債	685,917		6,065,137	222,044	41,991	44,710	62,134	5,561,732	443,115
	負債合計	711,477	1,134,316	6,065,137	228,545	55,115	51,097	51,199,491	5,562,712	447,651
純 資 産	資本剰余金						945,432			
	利益剰余金又は欠損金()	258,288 19,956			164,804	417,837	80,689	4,561,111	394,474	58,467
	純資産合計	238,332	0	0	164,804	417,837	1,026,121	4,561,111	394,474	58,467
負 債 ・ 純 資 産 合 計		949,809	1,134,316	6,065,137	393,349	472,952	1,077,218	55,760,602	5,957,186	506,118

(注) 短期経理の upper 段は短期、下段は介護に係るもの、保健経理の upper 段は保健、下段はメンタルヘルス対策事業に係るもの